

行方市集中改革プラン

（行政改革大綱抜粋）

～行政経営：市民と行政が協働するまちづくり～
平成18年度～平成22年度



平成18年9月

行 方 市

目 次

1 . 行方市集中改革プランに関する基本的な考え	2
(1) 行方市行政改革大綱策定の背景	2
(2) 行方市集中改革プランのめざすもの	2
(3) 行方市行政改革大綱の概要について	3
(4) 大綱で示された今後5年間で進める推進項目について	3
2 . 行方市集中改革プラン	4
(1) 行方市集中改革プラン概要	4
(2) 行方市集中改革プラン体系図	5
(3) 行方市集中改革プラン推進体制	6
(4) 行方市集中改革プランの推進状況の公表	7
3 . 行方市集中改革プラン実施計画	8
(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	8
(2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用も含む）	11
(3) 定員管理の適正化	12
(4) 手当等総点検をはじめとする給与の適正化	12
(5) 財政効果	13
(6) 地方公営企業	15
用語の解説	16
資料	18
職員の定員管理計画	18

1. 行方市集中改革プランに関する基本的な考え

現在の厳しい市財政の中で、今後新たな行政課題に対応していくためには、最小の経費で、最大の効果をあげることが求められ、そのためには、あれもこれもといった大きな市役所からあれかこれかといった選択と集中の特化にふさわしい小さな市役所への転換が不可欠と思います。

小さな市役所を実現するには、市職員の意識改革が何よりも大切で、これまでの行政を管理するという意識から行政を経営するといった意識改革を図り、費用対効果という財政的な視点のほか、競争原理・成果指向など民間経営の視点も取り入れながら行政経営をする必要があります。

また、市職員の意識改革の促進には、客観的な人事評価システムを確立し、給与・人事に連動させることが必要です。営利を目的としない市職員の仕事を質や量で客観的に評価することは、非常に難しいことではありますが、前例踏襲主義から脱却し、積極果敢に新たなことに挑戦しようとする市職員を育てるためには、組織や職員個人の1年間の目標を設定し、目標達成への意欲や取り組み方及び達成度を公平に評価してこれを給与・人事等に反映させていく人事評価システムを導入します。

なお、この集中改革プランを実効性のあるものとするには、職員全員がこの構造的ともいえる財政危機をしっかりと認識するとともに、そこからの脱却を図るための改革に対する意識を醸成することが必要と考えます。

(1) 行方市行政改革大綱策定の背景

総務省は、平成17年3月29日付けで、全自治体に対して「地方自治体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。指針の内容は、行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表を掲げております。

集中改革プランでは事務事業の再編・整理・民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化第3セクター、経費節減効果などの財政効果、地方公営企業などについて、平成17年度を起点に概ね平成21年度までの具体的な取組みを明示し、あわせて、目標の数値化、具体的且つ住民に分かりやすい指標を用いて、17年度中に公表することになりました。行方市では平成17年9月2日に新市としてスタートし、指針にある行政改革大綱の見直しは旧町それぞれが行政改革大綱を策定していましたが、新市として新たな「行方市改革大綱」を策定し、大綱に定められた推進項目について、取り組むことになりました。平成18年3月には市長を本部長とし部課長及び理事からなる行方市行政改革推進本部の設置、同3月には諮問機関である行方市行政改革推進委員会（会長井上繁 常磐大学教授）を設置し、今後5年間進める行政改革推進の各項目については、6つの行政改革検討グループで論議してまいりました。

集中改革プランは、平成17年度を起点とする行政改革の具体的な取組みを明示し公表することになっておりますが、行方市は平成17年度に合併をしたことから、平成18年度から22年度までの5年間を大綱並びに集中改革プランの計画期間としました。大綱策定の間には、地区懇談会、行方市初の取組みでありました市民意見公募を行い、行政改革に対する市民の意見・要望などを得て、行方市行政改革大綱の策定を進め、9月6日に行方市行政改革推進委員会から答申がありました。今後、各推進項目について全庁あげて取り組んでいくものです。

(2) 行方市集中改革プランのめざすもの

国・地方ともに財政はかつてない程の厳しさであり、また人口の逡減傾向に歯止めはかからず、少子高齢化が続いています。そのため少子・高齢化社会に対応した福祉・保健医療などの施策をはじめ

とした今日的な課題への財政需要は以前にも増して増加しています。限られた財源の中で今後多様化する行政課題に的確に対応していくために、行政のスリム化行政の効率化がもとめられております。

行方市集中改革プランは、平成18年9月に策定された行方市行政改革大綱に基づき、平成18年度から向う5年間で取り組むべき行政改革の項目について、その目標を掲げ簡素で効率的且つ効果的な行政運営をすすめる市民の負託に応えて行くものです。

(3) 行方市行政改革大綱の概要について

行方市行政改革大綱は、市民サービスを一層向上させることを第一に行政のスリム化、行政の効率化を図り、新市行方市にふさわしい行政改革を進める指針です。

(4) 大綱で示された今後5年間で進める推進項目について

1. 事務・事業の再編並びに整理

すべての事務事業について、緊急性・重要性・効率性の検証を行い、効率的な行政運営を進める。

- (1) 行政評価システムの導入と活用
- (2) 民間委託の検討・指定管理者制度の導入
- (3) 補助金等評価・決定システムの設置
- (4) 白帆荘・北浦荘・天竜荘の見直し
- (5) 教育施設の配置及び利活用など

2. 組織機構の適正化と職員の能力向上

簡素で機能的な組織の構築と政策形成能力と創造性を備えた職員の資質向上を図り、市民サービスに寄与する。

- (1) 組織機構の継続的な見直し
- (2) 人材育成方針の策定
- (3) 職員の意識改革
- (4) 人事評価システム

3. 定員管理及び給与の適正化の推進

効率的な行財政の運営をするため、新たな定員管理計画の策定と国・県の公務員制度の改革の動向を踏まえ給与などの適正化を図る。

- (1) 職員数の適正化
- (2) 非常勤職員等の活用
- (3) 給与の適正化など

4. 市民参画による公共サービスの向上

市民と行政が行うべき分野について検証し、NPO、ボランティア団体との連携に努め、市民と行政との協働するまちづくりを目指す。

- (1) NPO・ボランティア団体との協働にかかわる指針
- (2) 市民参画の環境整備
- (3) まちづくり出前講座など

5. 財政の健全化

自主財源の一層の確保、受益者負担の見直しなどを行う。また利活用の見込みのない財産の処分検討を行い、財政の健全化を目指す。

- (1) 財政計画の策定
- (2) 上下水道の財政健全化
- (3) 税などの収納率の向上
- (4) 広告料などの新たな歳入の確保
- (5) 使用料・手数料の見直し（施設利用料）など

6. 情報化の推進

国や県においては、電子自治体の推進をしているところです。市でも市民生活の利便性の確保を図るため電子化に取り組めます。

- (1) 地域情報化の推進
- (2) 入札契約制度の検討など

2. 行方市集中改革プラン

(1) 行方市集中改革プラン概要

1、事務事業の再編・整理、廃止・統合

行政評価（事務事業評価）システムの導入、組織機構の見直し、白帆荘、北浦荘・天竜荘運営の見直し、教育施設の配置と利活用、補助金等の評価決定システムなど。

2、民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

給食センターなどの民間委託の検討、物産館の指定管理者制度の導入、その他の施設の導入検討など。

3、定員管理の適正化

定員適正化計画の策定など。

4、手当等総点検をはじめとする給与の適正化

給与表の運用と諸手当の見直し、人事評価システムによる給与等への反映など。

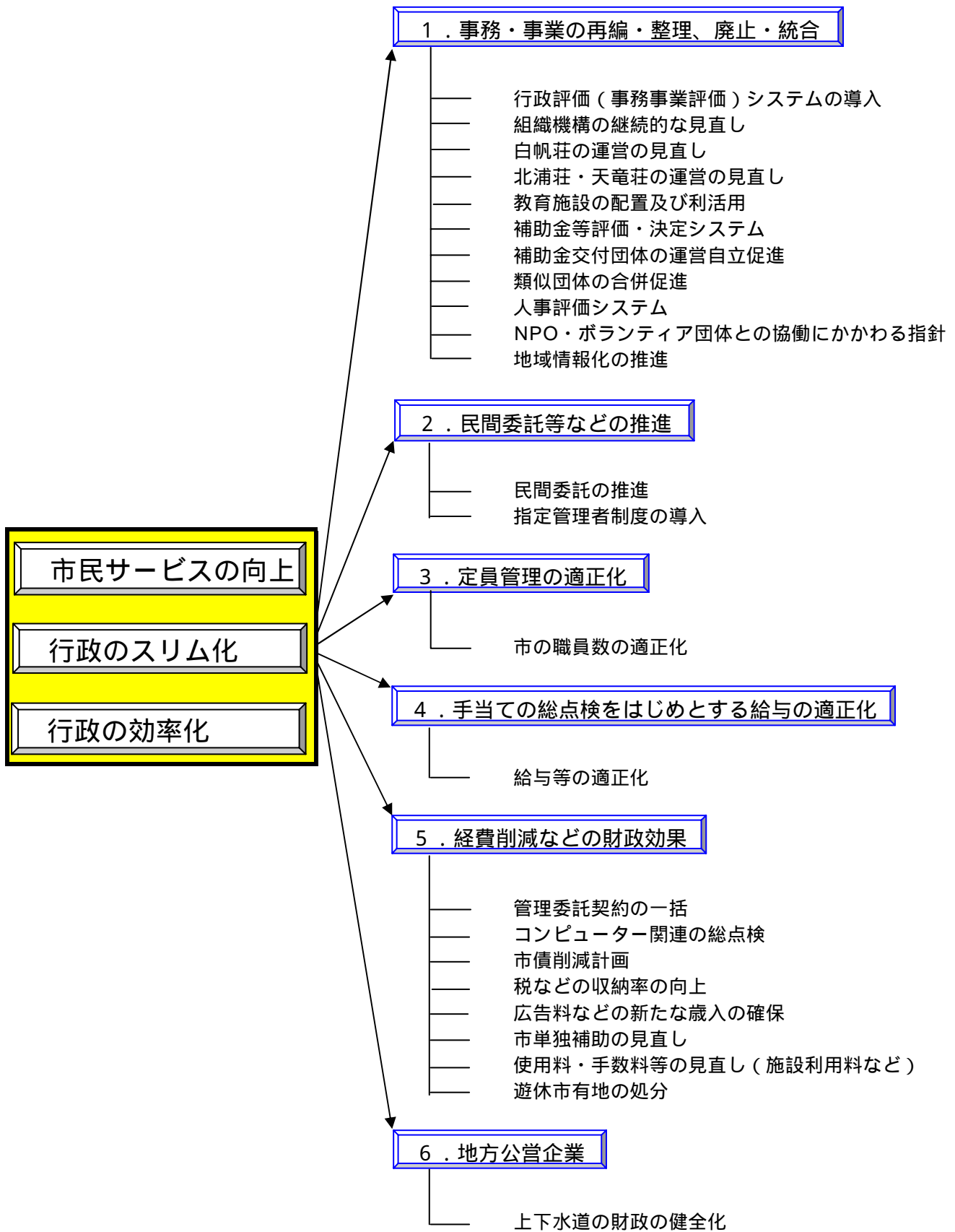
5、財政効果

市税などの収納率の向上、広告料などの新たな歳入の確保、使用料・手数料の見直し、遊休市有地の処分など。

6、地方公営事業

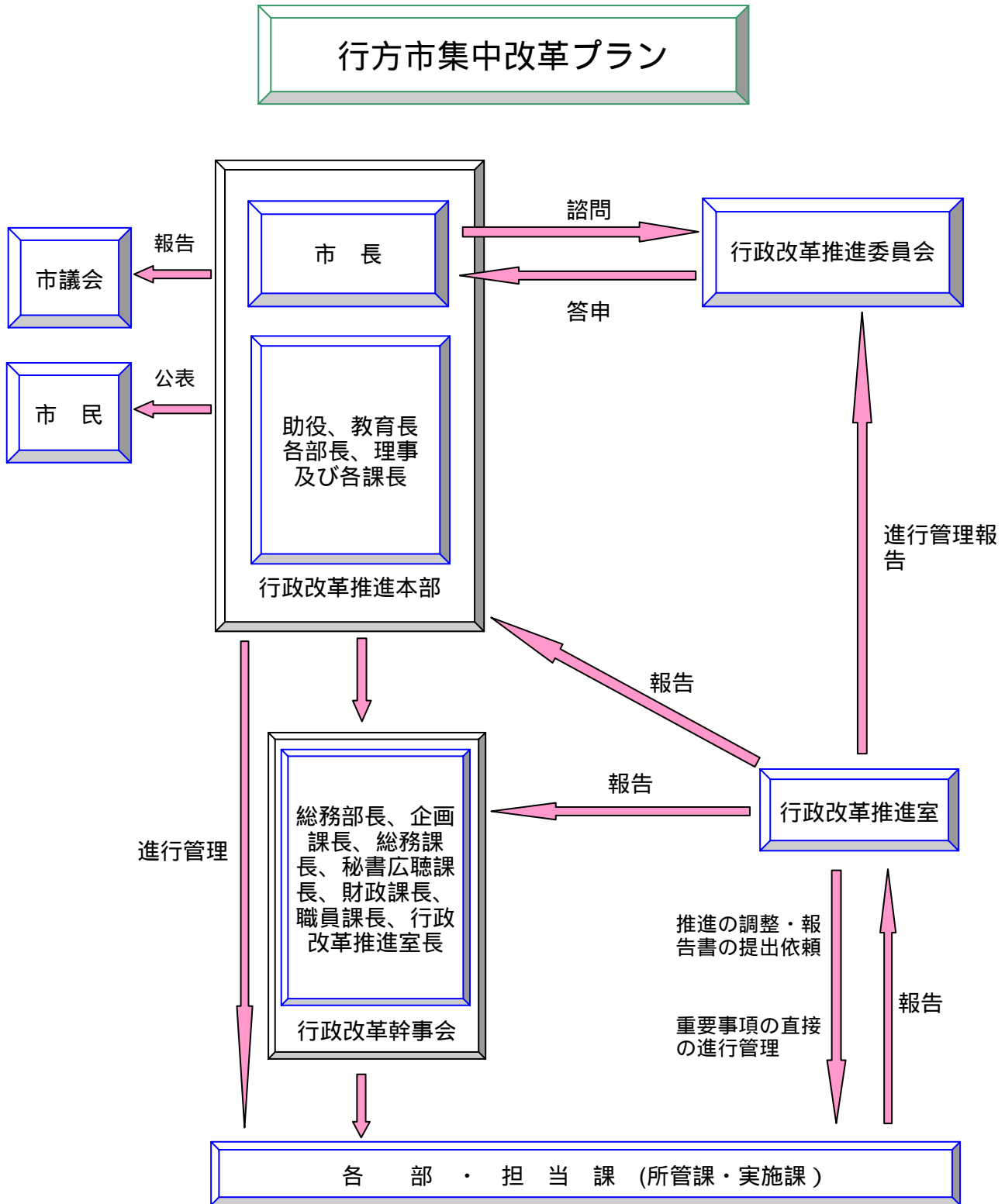
上水道料金の統一、上下水道の加入率の向上、収入対策の強化など。

(2) 行方市集中改革プラン体系図



(3) 行方市集中改革プラン推進体制

集中改革プランの総合的、組織的な推進を図るため、全庁を挙げて取り組んで改革を実行していきます。「行方市行政改革推進本部」において進行管理を行うとともに、集中改革プランを実効性あるものにするため必要に応じて検討体制や推進に取り組みます。

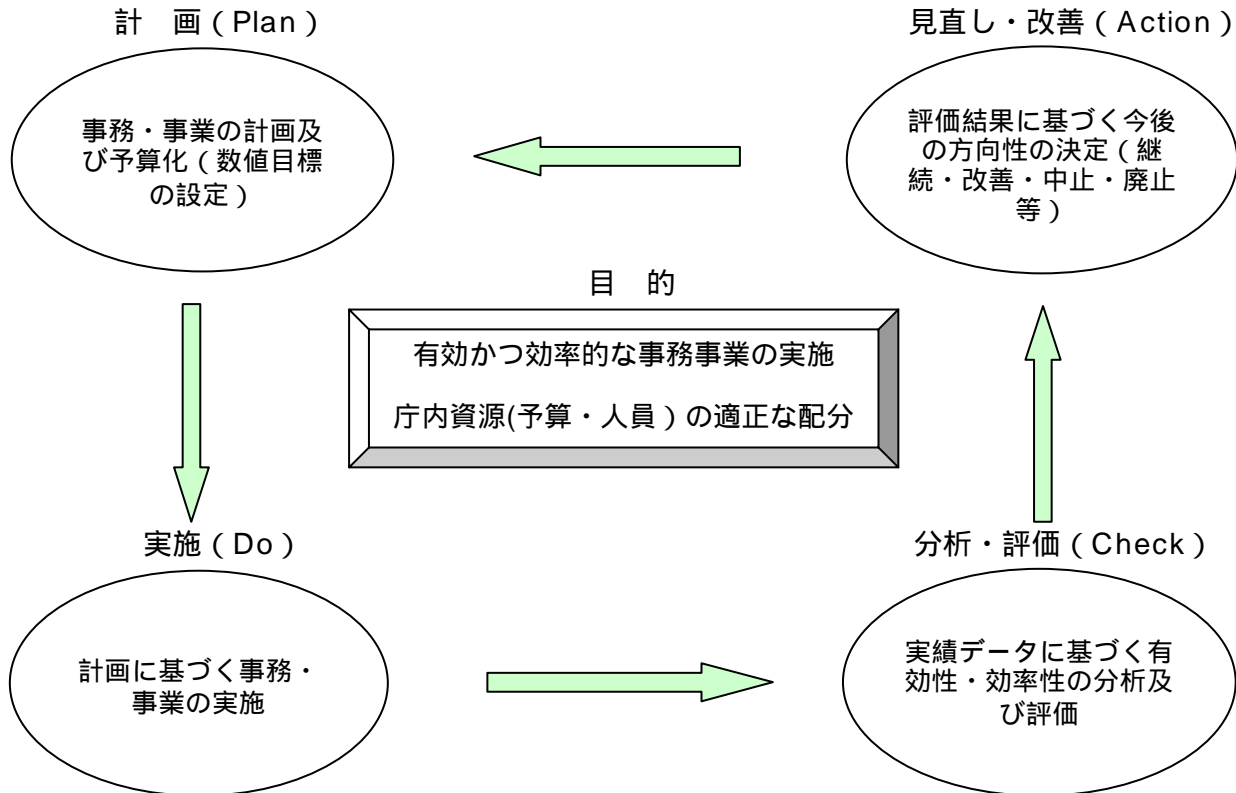


(4) 行方市集中改革プラン推進状況の公表

集中改革プランについて、実施の検証を行い、その見直しをし、計画を再度策定して、実施するという「PDCAサイクル」に基づいて点検管理を実施する。

そして、年度末にその進捗状況及び次年度の計画を策定し、広く市民にわかりやすく行方市報やホームページで公表します。

[PDCAサイクル]



このサイクルを毎年度実行します。

3. 行方市集中改革プラン実施計画

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

番 号	1				
推進項目	行政評価（事務事業評価）システムの導入				
取組内容 （概要）	結果重視の行政への転換、市民への説明責任、職員の意識改革などを図るため、行政評価システムの導入を進める。行政評価には、政策・施策・事務事業の評価があり、今回は事務事業評価を行うためのシステムの導入を図り実施する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		試行	実施	
所 管 課	企画課・財政課				
効 果	行政の透明性、市民への説明責任、職員の意識改革				

番 号	2				
推進項目	組織機構の継続的な見直し				
取組内容 （概要）	毎年度、職員数が減になるためにその職員数にあった組織、また、市民サービスを充実させるために組織の見直しを推進する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討	実施			
所 管 課	職員課				
効 果	市民サービスの向上、効果的効率的な事務事業の推進				

番 号	3				
推進項目	白帆荘の運営の見直し				
取組内容 （概要）	市内唯一の公営の宿泊施設であるが、宿泊客の減少、施設の老朽化など、大変厳しい経営環境にあり、運営委員会の意見を参考に、施設の存続廃止、経営内容・方法など期限を決めて今後の方針を決める。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	総務課・白帆荘				
効 果	市政運営の軽減化、経費削減、職員の効果的な配置				

番 号	4				
推進項目	北浦荘・天竜荘の運営の見直し				
取組内容 (概要)	社会福祉施設である両施設についても、施設の存続廃止、経営内容・方法など期限を決めて今後の方針を決める。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	社会福祉課				
効 果	市政運営の軽減化、経費削減、職員の効果的な配置				

番 号	5				
推進項目	教育施設の配置及び利活用				
取組内容 (概要)	現在策定中の教育プラン・教育施設適正配置検討委員会との整合性を図り、小中学校の統廃合、公民館などの社会教育施設、体育館・運動場などの社会体育施設の統廃合や利活用を計画的に・段階的に実施する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	学校教育課・生涯学習課・スポーツ振興課				
効 果	効果的な施設の運営、経費削減				

番 号	6				
推進項目	補助金等評価・決定システム				
取組内容 (概要)	補助金の適正な執行を行うため、特に単独補助や補助対象経費の範囲の見直しを推進する。また、新たな補助金で種類によっては、一定の交付期限(3年)を区切り、補助期間の期限化を推進し、第三者機関により審議する組織を設置する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	財政課				
効 果	経費節減、行政の透明性の向上、事務の効率化				

番 号	7				
推進項目	補助金交付団体の運営自立促進				
取組内容 (概要)	自立計画書の作成を義務化し、自立までの期間、事業内容を記載する。また、補助金の目的を改めて認識し、その目的が達成された段階において、速やかに廃止する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	関係各課				
効 果	補助金交付団体の役割の明確化、経費削減、業務の効率化、市民活動の活性化				

番 号	8				
推進項目	類似団体の合併促進				
取組状況 (概要)	すぐにできる類似団体は合併し、合併に時間のかかる団体については、合併計画書を策定し合併を進める。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施				
所 管 課	関係各課				
効 果	事務の効率化、簡素化				

番 号	9				
推進項目	人事評価システム				
取組状況 (概要)	職員の仕事に対する意欲を高めたりあるいは、職員の資質を向上させるために、2年後実施を目途に内部規則を策定する。また、評価に基づいて給与並びに人事等に反映させる。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	職員課				
効 果	職員の資質の向上、士気の向上				

番 号	10				
推進項目	NPO・ボランティア団体との協働にかかわる指針				
取組状況 (概要)	地方分権や市民のニーズの多様化等が進む中、新たな地域社会の担い手として、様々な分野でNPO・ボランティア団体等との「協働」・「共創」による取組が求められ、まちづくりの上で重要な課題となるので、行方市では、基本方針の策定を推進する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	企画課				
効 果	市民参画の機会の拡大				

番 号	11				
推進項目	地域情報化の推進				
取組状況 (概要)	ホームページを利用し、行政情報及び行政の透明性を推進する。電子申請・届出サービスの手続き及び市内各施設の予約システムの拡充を行う。また、パソコンを持たない市民に対して、公共施設等に簡単に誰でも操作できる端末（タッチパネル式、一部整備済）を配置し、利用者の利便性に努める。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施				
所 管 課	総務課・情報システム課・秘書広聴課				
効 果	市民サービスの向上、付加機能の活用、情報の速達性、共有化の推進				

(2) 民間委託などの推進

番 号	1				
推進項目	民間委託の推進				
取組状況 (概要)	基本的に、職員でなければできない事務以外については、委託する指針等を策定し民間への委託を検討する。特に、給食センターは、現在3ヶ所で実施しているが、今後は児童・生徒が減少しあるいは、玉造給食センターの施設が老朽化して来ているために統合できるかどうか、今後、調理部門等の委託が可能かどうかの検討を行う。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	関係各課				
効 果	職員数の抑制、業務の効率性の向上				

番 号	2				
推進項目	指定管理者制度の導入				
取組状況 (概要)	基本的に施設（庁舎・学校施設以外は除く）は、指定管理者制度導入の検討。民間のノウハウを活用して、費用を抑える。物産館については、平成19年度に導入をし、公園管理・有機肥料供給センター・文化センターは検討する。また、委託料が適正化確認する。（導入済：霞ヶ浦ふれあいランド・道の駅物産販売所・ディサービスセンター・高須崎公園・体験農場・交流センター）				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討	実施			
所 管 課	関係各課				
効 果	市民サービスの向上、費用対効果の明確化				

（3）定員管理の適正化

番 号	1				
推進項目	市の職員数の適正化				
取組状況 (概要)	市の職員数を平成17年度から平成27年度において、115名、23.7%削減し効率的な行政運営を図る。そのためには、数値目標前年度比でH.18年 13名、H.19年 10名、H.20年 14名、H.21年 12名、H.22年 8名、H.23年 11名 合計 68名 14.0%の削減を目標とする。削減内容は、勤奨退職等も加味するものである。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討	実施			
所 管 課	職員課				
効 果	1人当り削減額7,000千円×57人数=399,000千円（18年度13人×7,000千円=91,000千円、19年度10人×7,000千円=70,000千円、20年度14人×7,000千円=98,000千円、21年度12人×7,000千円=84,000千円、22年度8人×7,000千円=56,000千円）				

（4）手当での総点検をはじめとする給与の適正化


番 号	1				
推進項目	給与等の適正化				
取組状況 (概要)	各自治体等の状況を把握して、給与表の運用と諸手当の見直しを積極的に行う。すでに削減している手当（特別職の期末手当、管理職手当等）については、今後も継続的に検討を行う。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施				
所 管 課	職員課				
効 果	常勤職員（市長・助役・教育長）期末手当削減18年度1,000千円・19年度1,000千円、管理職手当18年度9,000千円、時間外手当18年度19,000千円、市議会議員19年度から22年度まで122,000千円、農業委員18年度8,000千円・19年度から21年度まで14,000千円				



(5) 経費節減などの財政効果


番 号	1				
推進項目	管理委託契約の一括				
取組状況 (概要)	メンテナンス（消防施設・電気設備・清掃など）は、各施設等で、それぞれ委託をしている現状であるが、合理化を図るために可能な限り、公民館・体育館・図書館・給食センターなど一括委託を検討する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討	実施			
所 管 課	総務課・総務窓口課・職員課・市民課				
効 果	経費削減				

番 号	2				
推進項目	コンピューター関連の総点検				
取組状況 (概要)	予算に占める電算関係の委託料、使用料及び賃借料の額が多く、ITコーディネータによる総点検を行い、コスト削減を目指す。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討・実施				
所 管 課	関係各課				
効 果	経費削減				

番 号	3				
推進項目	市債削減計画				
取組状況 (概要)	18年度末見込みで一般会計特別会計企業会計あわせて約310億円の未償還元金があり、削減計画をたて、財政健全化を図る。当該年度の地方債発行額を当該年度の元金返済額以下に抑制するなど、中長期的な財政の健全化を図る。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施				
所 管 課	財政課				
効 果	健全財政の運営				

番 号	4				
推進項目	税などの収納率の向上				
取組状況 (概要)	市税・国保税の滞納整理をはじめ上下水道、給食費、介護保険料などの未収金についても市民負担の公平性確保から滞納整理を強化し収納率の向上につとめる。(現年度分：市・県民税 98.2%、固定資産税 97.1%、軽自動車税 97.0%、国保税 93.0%) 19年度以降については、社会経済状況を考慮して、年度当初に目標数値を設定する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	 実施				
所 管 課	関係各課				
効 果	自主財源の確保				

番 号	5				
推進項目	広告料などの新たな歳入の確保				
取組状況 (概要)	広報誌・封筒及びホームページなどに広告の掲載を検討し、歳入の確保を図る。今後取り扱い要綱などの整備を行う。広告料収入による財源確保と地場産業の振興を図る。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	 検討		 実施		
所 管 課	総務課・秘書広聴課				
効 果	自主財源の確保、				

番 号	6				
推進項目	市単独補助の見直し				
取組状況 (概要)	補助の必要性や費用対効果・事業内容を精査し直接事業に結びつかない経費を明確化する。補助金の同一団体への交付期間は、全て毎年度見直しをすることとし、国・県等の制度による上乗せ補助は、その補助金終了後をもって見直しをする。尚、財政状況により見直し目標を設定する。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	 実施				
所 管 課	関係各課				
効 果	補助金の適正化、経費節減				

番 号	7				
推進項目	使用料・手数料等の見直し（施設利用料など）				
取組状況 （概要）	受益者負担については、負担の公平性の観点から適正な水準に設定する。施設利用にかかわる減免制度、減免基準の見直しを図る。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討		実施		
所 管 課	関係各課				
効 果	受益者負担の公平化				

番 号	8				
推進項目	遊休市有地の処分				
取組状況 （概要）	遊休市有地の処分可能な土地、貸付可能な土地については積極的に処分・貸付を行う。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	検討・実施				
所 管 課	総務課・企画課・都市計画課				
効 果	自主財源の確保、財産管理経費の削減、財産の有効利用				

（6）地方公営企業

番 号	1				
推進項目	上下水道の財政健全化				
取組状況 （概要）	上水道料金は、平成20年度に統一するように進める。各事業は、収益の向上、経費の削減、収納対策の強化、加入率を向上させる。その上で、下水道事業については、財務内容あるいは料金が適正かどうか検討する。また、市における繰出基準の明確化を図る。				
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施				
所 管 課	水道課・下水道課				
効 果	繰出金・補助金の削減、経営の自立促進				

[用語の解説]

* 1 協働

市民と行政が一緒になって総合的に、地域のことを自分のこととして考え活動し、公共的サービスの提供を、力をあわせて行うこと。

* 2 行方市意見公募

市民と行政のパートナーシップを推進するための取組のひとつであり、市の基本的な政策などの策定にあたり、その趣旨、目的、内容等を公表し、これに対して市民などから提出された意見、要望などを考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手段。

* 3 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

総務省は、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）を受け、取組のための新たな指針を示し、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進を図るよう地方自治法第252条第17項第5号（組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提供の要求）に基づき助言するものである。（平成17年3月29日通知）。簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する関連から、集中改革プラン及び改革の推進状況について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言などを行うとする。また、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものとする。

* 4 集中改革プラン

集中改革プランは「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の中で、「行政改革大綱」に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果等について平成17年度を起点に概ね平成21年度までの具体的な取組を明示したもので、目標の数値化や具体的かつ住民にわかり易い指標を用いること、平成17年度中に公表することを地方公共団体に求めている。特に、定員管理では、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げることとしている。

* 5 効率的・効果的

効率的とは、行政活動一単位あたりのコストが減少すること。効果とは、成果が向上すること。

* 6 P D C Aサイクル

継続的な改革改善であり、目標達成のための計画（Plan）を立案し、その計画に基づき実行（Do）し、その結果を評価（Check）し、その評価結果を次の計画に反映（Action）させる仕組み。

* 7 行政評価

行政評価は、行政が実施している政策、施策、事務事業について成果指標などを用いて、有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが市民の視点に立って点検・評価をし、その結果を各種計画の企画立案、予算編成などに活かすことによって政策の質的向上を図るための行政改革のひとつの手法。

* 8 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の管理委託先について、公的な組織を主体に限定していた今までの管理委託制度に変わり新しく創設された制度である。民間活力の活用、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目標とした制度となっており、NPOや株式会社などの民間が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、公の施設を管理できるものとなっている。

* 9 参画

物事の計画段階から主体的に加わっていくことを参画、一般的に決められたことにしたがって加わることを参加という。

* 10 NPO

非営利団体または、非営利組織と訳される。組織原理に非営利性をもっている民間組織で、市民団体（市民活動団体）やボランティア団体を指す場合に用いることが多い。また、企業などの営利組織は基本的に収益を株主などの関係者間で分配するが、NPOは収益が出れば分配せず、次の社会貢献活動に充当する。

* 11 電子自治体

行政内部や行政と住民の間で書類等により行われている各種事業をオンライン化し情報ネットワークを通じて時間的・地理的な制約なく一元的に情報を瞬時に共有・活用すること。

職員の定員管理計画

年 度	職員数（名）	対前年度増減 数（名）	累計増減数 （名）	対17年度増 減率（％）
17年度	485	-	-	-
18年度	472	13	13	2.6
19年度	462	10	23	4.7
20年度	448	14	37	7.6
21年度	436	12	49	10.1
22年度	428	8	57	11.7
23年度	417	11	68	14.0
24年度	408	9	77	15.8
25年度	397	11	88	18.1
26年度	384	13	101	20.8
27年度	370	14	115	23.7

* 職員数には、教育長を含む。

* 職員の採用については、各年度とも前年度の退職者数の30%以内とする。

行方市行政改革集中プラン

〒311-3892

茨城県行方市麻生1561-9
行方市 行政改革推進室

TEL 0299-72-0811
FAX 0299-72-2174